

(公示用)

令和 8 年度施工

業務説明書

業務名 令和 8 年度 清田区冬みち地域連携事業補助業務

清田区 土木部 維持管理課

業務名

令和 8 年度 清田区冬みち地域連携事業補助業務

一金

業務委託料

円也

内 訳

業務価格

円

消費税等相当額

円

業 務 説 明

1 業務目的

本業務は、地域の除排雪に関する課題の解決に向け、地域力を組み合わせて地域の実情に沿った各種取組を展開する「冬みち地域連携事業」のうち、小学生を対象とした雪体験授業を実施するための補助を行うものである。

2 業務概要

雪体験授業の企画・準備と実施の補助

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和9年2月26日まで

4 成果品

報告書（製本 1 部及び電子媒体 1 部）

5 仕様書

「令和 8 年度 清田区冬みち地域連携事業補助業務仕様書」のとおり

令和 8 年度 清田区冬みち地域連携事業補助業務仕様書

1 業務目的

本業務は、地域が抱える除排雪に関する課題の解決に向け、地域力を組み合わせて地域の実情に沿った各種取組を展開する「冬みち地域連携事業」のうち、小学生を対象とした雪体験授業の実施の補助を行うものである。

雪体験授業とは、将来のまちづくりを担う子どもたちが札幌の雪対策や冬の暮らしに関心を持ち、除雪に対する意識が浸透するよう、小学生を対象に授業を行うものであり、職員が除雪について説明する出前授業（従来型の出前講座の小学生版）に加えて、冬の暮らしに係る体験学習を併せた総合学習である。

2 業務内容

(1) 雪体験授業の企画・準備

令和 7 年度までに清田区で実施した雪体験授業の成果を参考に、雪体験授業の企画立案及び体験学習メニューに応じた資料作成等の準備を行う。

本業務で対象とする体験学習メニューは「密着！除雪センター24時」と「高齢者雪かき体験」とする。なお、このほかに除雪機械試乗体験の実施も予定しているが、除雪機械試乗体験に係わる企画・準備は本業務の対象外とする。

① 密着！除雪センター24時（実施予定校 7 校）

除雪センターの仕事を時間帯や役割分担別にクイズにし、児童がグループごとに分かれて話し合いながら回答するクイズ形式の体験学習。除雪センターの実際の仕事をクイズにすることで、24時間開設している理由や仕事内容、仕事の工夫等の理解を図る。

② 高齢者雪かき体験（実施予定校 6 校）

児童が高齢者疑似体験教材を着用して除雪スcoopによる雪かきを疑似体験する体験授業。高齢者による雪かきの大変さを体験することで高齢者へのいたわりを育み、除雪ボランティアなどへの意識の高揚を図る。体験授業に必要な高齢者疑似体験教材及び除雪スcoopは貸与する。

(2) 出前授業の実施（実施予定校 15 校）

出前授業の運営として準備、写真の撮影、意見や質問の記録、片付け等を行う。出前授業の実施に係る人数は 1 人を標準とし、運営に要する作業時間は概ね 1 時間半とする。

(3) 体験学習の実施（実施予定校 13 校）

当日の運営に関する事前打合せを行う。また、体験学習の運営補助として準備、進行、写真やビデオの撮影、意見や質問の記録、片付け等を行う。体験学習の実施に係る人数は 1 人を標準とし、運営に要する作業時間は概ね 1 時間半とする。

(4) 雪体験授業実施補助員（実施予定校 13 校）

体験学習の実施にあたり、運営補助として補助員を 1 校あたり 3 人追加する。運営補助に要する作業時間は概ね 1 時間半とし、マスコットキャラクターの着ぐるみを着用し児童と接する作業も含まれる。

3 実施日程

現時点での実施日程（予定）は以下のとおりである。なお、日程は各小学校との事前調整結果によるものであるため、今後の小学校との打ち合わせによっては、変更となる可能性がある。

日程	校時	学年	クラス数
11/4（水）	3～4	4	2
11/6（金）	3～4	4	3
11/10（火）	3～4	4	1
11/11（水）	3～4	4	1
11/17（火）	3～4	4	1
11/18（水）	3～4	4	2
11/19（木）	3～4	4	2
11/20（金）	3～4	4	3
11/24（火）	3～4	4	3
11/25（水）	3～4	4	2

日程	校時	学年	クラス数
11/26（木）	3～4	4	3
11/27（金）	3～4	4	2
11/30（月）	3～4	4	3
12/1（火）	3～4	4	2
12/3（金）	3～4	4	3

4 成果の報告

雪体験授業の資料及び記録を取りまとめた報告書を作成する。報告書は製本1部及び電子媒体（DVD-R等）1部とする。

5 環境に配慮した業務履行

本業務を遂行するにあたっては、以下の事項に配慮すること。

- (1) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (2) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (4) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

6 その他

- (1) 本業務において写真やビデオの撮影をする際は個人を特定できないよう撮影しなければならない。また、意見や質問の記録を行う際も氏名等個人を特定できる内容を記録してはならない。
- (2) 本業務に伴い制作したイラスト、キャラクター、マーク、図表などの各種デザインを含む一切の著作権は本市に帰属するものとし、受託者は本業務の成果に対する著作権を本市に無償で譲渡するものとする。
- (3) 疑義が生じた場合及びこの仕様書に定めのない事項については、本市との協議により定めるものとする。